

水産動物の種苗の生産及び放流並び  
に水産動物の育成に関する基本方針  
(案)

令和4年1月28日

第8次栽培漁業基本方針検討会第3回

## 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

沿岸漁業整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年度から令和 8 年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。

高度経済成長の中、大規模な地域開発が進み、臨海工業地帯の造成や沿岸の都市化の進展により、漁場環境や水産動植物の生育環境が悪化した。その後、200 海里の設定による海外漁場からの撤退に伴い、沿岸域における漁業生産の確保が大きな課題となった。このため、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大に寄与することを目的に、沿岸漁場整備開発法（昭和 49 年法律第 49 号）が制定され、栽培漁業が沿岸漁業の振興政策として位置付けられるとともに、各都道府県に栽培漁業センターが整備された。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。

栽培漁業は、これまで対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、対象種の生態解明や漁場環境の保全、放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じ沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきた。これにより資源の維持・増大に成功し、漁獲管理に移行しているものがある一方、十分な効果を上げるに至っていないものもあるとの指摘もある。加えて、コストや人材の観点からも、種苗生産は重点化せざるを得ない状況にある。

こうしたことから、「水産政策の改革について」（平成 30 年 6 月 1 日改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン（別紙 8）」）において、栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされ、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとされた。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、最大持続生産量（MSY）ベースの資源評価において、種苗放流の規模を変化させた場合に目標資源量の達成確率がどのように変化するか示されており、放流尾数の増減が資源量の増減に大きく影響する資源と、効果が必ずしも明瞭でない資源があることが明らかになっている。種苗放流が資源の維持・増大につながっているか、そもそも漁獲圧が過大でないか等を科学的に検証を行いながら、資源管理の枠組みのもとで、資源の持続可能な利用のために効果が期待できる魚種・系群に絞り込むことが必要となっている。

また、広域種については、全国を 6 つの海域に分けた海域栽培漁業推進協議会（以下「海域協議会」という。）において、海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討が進められているところであり、今後、検討のさらなる深化が求められてい

る。

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、資源培養の効果が上がるとともに、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により漁獲量が減少している。地域の漁業振興や地球温暖化等の環境変動への対応の点で、適種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に進めることが必要である。また、地先種の一部においては、隣り合う都道府県が連携することで効果が上がると期待されるものもあることから、こうしたものについては都道府県間での連携・協働を促進・助長する枠組みが必要である。これらの取組を通じて、地先種の栽培漁業についてのモデルを作り、その横展開を図ることが重要と考えられる。

また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。

一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は復旧が完了し、種苗生産能力は震災前の水準まで回復した。今後は、放流効果の拡大・向上へ向けた取組を強化していく段階へ移行している。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「豊かな海づくり協会」という。）、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。

## 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

### (1) 漁獲管理との一体的な取組

水産資源は新たに生まれ・成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少する。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものである。

種苗放流は人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親の増大に貢献しようとするものであり、後述の資源評価結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や漁獲物の体長制限による親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を推進する。

資源管理の前提となる資源評価においては、MSY の達成に向けて漁獲管理と種苗放流を組み合わせた資源評価に取り組むとともに、天然由来の加入量と放流由来の加入量の定量的な評価や、放流種苗の生残過程の把握、放流種苗による再生産の貢献度の把握など、放流効果の評価と効果的な放流実施の基礎となる知見の収集・公表に努める。

### (2) 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を実施している魚種は、MSY ベースの資源評価を踏まえて放流効果の検証を行う。MSY ベースの資源評価が行われていない魚種については、定量的な指標に基づく効果検証に努める。放流効果の検証結果を踏まえて、資源造成効果の高い対象種の検討を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を関係者で検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進する。放流効果の検証にあたっては、漁業者、加工業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。

### (3) 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組

放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ、ハタ類等の地先種については、栽培漁業の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項の「放流効果実証事業」の実施によって、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担を検討する。また、必要に応じ、同条第2項第4号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。

### (4) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、放流を実施する場合には、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を

放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」(広域プラン)に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、広域プランにおいて資源評価結果を踏まえた放流数量等の種苗放流に関する目標を設定し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組むとともに、近年の海洋環境の変化に伴う各魚種の分布・回遊域の変化を踏まえて、広域プランがより効果的な取組となるよう、特に適種、適地、適期、適サイズの放流の観点から検討を行うとともに、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の実現に向けた検討を行う。

#### (5) 共同種苗生産体制の構築

近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、資源回復や施設維持、受益者負担等に関し、将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については整備を推進する。単一の都道府県による種苗生産施設の運営が困難な場合、複数の都道府県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。共同化した施設については、複数の地方公共団体による運営方式を検討する。他都道府県等の種苗生産施設における種苗生産コストも勘案し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。

なお、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。

#### (6) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果把握するとともに、DNA 情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与する効果を検証し、放流計画に反映させる。また、栽培漁業の実施に当たっては、天然の海域に大量の人工種苗を放流することによる遺伝的な攪乱のリスクを低減するため、国及び機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。

#### (7) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及

種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等の種苗放流に対する理解の醸成に取り組む。さらに、水産資源の動態の解明における栽培漁業の学術的な貢献についてわかりやすく示すことや、初等中等教育の現場との連携を通じて、水産資源の持続可能な利用やそれを取り巻く水域環境の保全の重要性に対する理解の増進等にも取り組む。

#### (8) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

放流効果を高めるためにも、引き続き、放流された種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。

#### (9) 東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、復旧した種苗生産施設を活用し、震災後の沿岸生態系や水産資源の状況に合わせた効果的な種苗放流の実施に取り組む。また、被災地における漁獲物の安定的な生産・供給に資するよう、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。

#### (10) 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し

本基本方針に基づく取組の推進による、令和8年度における各栽培漁業対象種の漁獲量の見通しについては、各種・系群の資源評価結果に基づくものとする。

### 第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

#### (1) 栽培漁業の推進のための技術開発の推進

放流種苗の生残率の向上のために、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、さらには、未成魚の混獲防止等の一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い新たな栽培漁業対象種の技術開発に取り組む。

種苗生産等における疾病等の発生及びまん延を防止するための技術の開発に取り組み、種苗の生産及び中間育成の現場においては、疾病等の発生及びまん延を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。

放流尾数や放流サイズ等の放流実態や漁獲物への放流種苗由来の個体の混獲状況の把握に努め、資源評価における放流効果を定量的に評価するとともに、効果的な放流のあり方の検討に資するような評価となるよう調査の拡充や手法の高度化に努める。

#### (2) 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、対象種の転換や放流手法の見直し等必要な技術の開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発においては、対象種について、稚仔等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を図る。

### (3) 技術の維持と継承

栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況を踏まえ、関係都道府県間で連携し、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。このため、既往技術の体系的なマニュアル化や普及・啓発の機会を設ける等の取組を進める。

### (4) 栽培漁業技術の展開

これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産及び疾病防除技術等については養殖業に、標識技術や標識放流を活用した生息域の把握、生残率の推定等の技術については漁獲管理等に、それぞれ応用されるよう、その改良や普及を図るとともに、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術の開発に努める。

### (5) 遺伝子組換え生物等の取扱い

外来遺伝子の導入による品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づいて適正に実施する。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物は、生態系および遺伝的多様性に及ぼす影響が明確でないことから、種苗放流は行わない。

胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、公的な試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き、行わない。

### (6) 外来生物の導入

栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。

### (7) 機構の役割

機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。

### 第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

#### (1) 関係機関の連携

栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発、主な栽培対象種の資源評価並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付けと進行管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。

#### (2) 都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化

栽培漁業を効率的に推進するため、都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、各海域ごとに設置された海域協議会の下で連携を強化するとともに、豊かな海づくり協会を事務局とする海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議の下で、栽培漁業の技術及び情報の交換、人材の交流等を推進し、効率的かつ効果的な栽培漁業の推進体制の構築に努める。

#### (3) 基本方針の期間等

本基本方針の期間は、令和4年度から令和8年度までとする。



第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第6条第1項の規定により、令和4年度から令和8年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。</p>	<p>沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第6条第1項の規定により、平成27年度から平成33年度までの水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を次のように定める。</p>
<p>高度経済成長の中、大規模な地域開発が進み、臨海工業地帯の造成や沿岸の都市化の進展により、漁場環境や水産動植物の生育環境が悪化した。その後、200海里の設定による海外漁場からの撤退に伴い、沿岸域における漁業生産の確保が大きな課題となった。このため、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大に寄与することを目的に、沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)が制定され、栽培漁業が沿岸漁業の振興政策として位置付けられるとともに、各都道府県に栽培漁業センターが整備された。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。</p>	<p>栽培漁業の発展の礎となった社団法人「瀬戸内海栽培漁業協会」が昭和38年に設立されてから、およそ半世紀が経過した。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。</p>
<p>栽培漁業は、これまで対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、対象種の生態解明や漁場環境の保全、放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じ沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきた。これにより資源の維持・増大に成功し、漁獲管理に移行しているものがある一方、十分な効果を上げるに至っていないものもあるとの指摘もある。加えて、コストや人材の観点からも、種苗生産は重点化せざるを得ない状況にある。</p>	
<p>こうしたことから、「水産政策の改革について」(平成30年6月1日改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン(別紙8)」)において、栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされ、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとされた。</p>	<p>水産基本計画(平成29年4月28日閣議決定)においては、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給していくため、資源管理の高度化等により水産業の生産性向上と所得の増大を達成すべきことが定められた。</p>
	<p>栽培漁業に関しては、(1)種苗放流による資源造成の推進、(2)対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進について定められたところであり、このような水産基本計画の規定及び現行の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の下、栽培漁業に関する施策を実施することとされている。</p>

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、最大持続生産量(MSY)ベースの資源評価において、種苗放流の規模を変化させた場合に目標資源量の達成確率がどのように変化するか示されており、放流尾数の増減が資源量の増減に大きく影響する資源と、効果が必ずしも明瞭でない資源があることが明らかになっている。種苗放流が資源の維持・増大につながっているか、そもそも漁獲圧が過大でないかを科学的に検証を行いながら、資源管理の枠組みのもとで、資源の持続可能な利用のために効果が期待できる魚種・系群に絞り込むことが必要となっている。</p> <p>また、広域種については、全国を6つの海域に分けた海域栽培漁業推進協議会(以下「海域協議会」という。)において、海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討が進められているところであり、今後、検討のさらなる深化が求められている。</p> <p>放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、資源培養の効果が上がるとともに、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により漁獲量が減少している。地域の漁業振興や地球温暖化等の環境変動への対応の点で、適種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に進めることが必要である。また、地先種の一部においては、隣り合う都道府県が連携することで効果が上がると期待されるものもあることから、こうしたものについては都道府県間での連携・協働を促進・助長する枠組みが必要である。これらの取組を通じて、地先種の栽培漁業についてのモデルを作り、その横展開を図ることが重要と考えられる。</p>	<p>現状では、放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している。</p>
	<p>都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、資源状況が高位で安定している系群がある一方で、低位の系群が増加する傾向にある。資源状況が低位で減少傾向にあるトラフグについては、平成26年3月に水産庁内に設置した有識者からなる資源管理のあり方に関する検討会において、種苗放流と資源管理の一層の連携の必要性が指摘されている。また、広域種の種苗放流尾数は総じて減少傾向にあり、資源状況が安定しているため放流尾数を減少させているケース、放流尾数は減少しているものの種苗を大型化すること等により放流効果を確保しているケース、都道府県の財政状況の悪化や燃油高騰等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流の経費の確保が困難となっているケースが混在している。</p> <p>このような中で、広域種の栽培漁業に係る様々な課題や問題を解決するため、平成22年度に全国を6つの海域に分け、海域栽培漁業推進協議会(以下「海域協議会」という。)が設立された。海域協議会で海域ごとの関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討を進めているところである。</p>

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
	<p>資源造成型栽培漁業の推進に当たっては、資源管理計画に基づく資源管理の取組として、種苗放流と資源管理の連携が進められているほか、遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術が開発された。今後においては、種苗放流と漁獲管理の連携を一層強化するとともに、開発された技術を活用することにより、種苗放流が再生産につながっているか、種苗放流によって遺伝的多様性が損なわれていないか等について科学的に検証を行いながら、資源造成型栽培漁業を一層推進することが重要と考えられる。</p>
<p>また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。</p> <p>このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。</p>	<p>また、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。</p> <p>このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進めることが重要と考えられる。</p>
<p>一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は復旧が完了し、種苗生産能力は震災前の水準まで回復した。今後は、放流効果の拡大・向上へ向けた取組を強化していく段階へ移行している。</p>	<p>一方、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は今なお復旧途上にあり、この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力は震災前の水準までは回復していない。</p>
<p>このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会(以下「豊かな海づくり協会」という。)、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。</p>	<p>このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会(以下「豊かな海づくり協会」という。)、漁業者団体その他関係団体並びに漁業者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、以下の取組を推進する。</p>
<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標</p>	
	<p>(1)資源造成型栽培漁業の推進</p> <p>放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に長年にわたって放流を継続する従来の取組ではなく、放流尾数が減少傾向にあっても、栽培漁業が沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。</p>

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>(1) 漁獲管理との一体的な取組</p> <p>水産資源は新たに生まれ・成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少する。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものである。</p> <p>種苗放流は人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親の増大に貢献しようとするものであり、後述の資源評価結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や漁獲物の体長制限による親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を推進する。</p> <p>資源管理の前提となる資源評価においては、MSYの達成に向けて漁獲管理と種苗放流を組み合わせた資源評価に取り組むとともに、天然由来の加入量と放流由来の加入量の定量的な評価や、放流種苗の生残過程の把握、放流種苗による再生産の貢献度の把握など、放流効果の評価と効果的な放流実施の基礎となる知見の収集・公表に努める。</p>	<p>(2) 漁獲管理との連携の強化</p> <p>資源造成型栽培漁業の実現のためには、放流された種苗が成長し、再生産に寄与できるようにしていくことが重要であるため、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との連携強化に努める。資源状況が悪化している魚種については、適切な漁獲管理を種苗放流と一体的に実施するよう特に留意する。</p>
<p>(2) 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進</p> <p>種苗放流を実施している魚種は、MSYベースの資源評価を踏まえて放流効果の検証を行う。MSYベースの資源評価が行われていない魚種については、定量的な指標に基づく効果検証に努める。放流効果の検証結果を踏まえて、資源造成効果の高い対象種の検討を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を関係者で検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進する。放流効果の検証にあたっては、漁業者、加工業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。</p>	<p>(3) 対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進</p> <p>種苗放流については、地域の実情、海域の特性等を踏まえ、多種・少量放流や分散放流とならないよう、漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化や放流適地への集中化に取り組む。対象種について、目標とする安定した資源状況が達成された際には、漁獲管理に重点を移し、種苗放流については他の対象種に重点を移す等、柔軟な対応を図る。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。</p>
<p>(3) 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組</p> <p>放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ、ハタ類等の地先種については、栽培漁業の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項の「放流効果実証事業」の実施によって、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担を検討する。また、必要に応じ、同条第2項第4号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。</p>	<p>(4) 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組</p> <p>放流した地先で漁獲されるウニ、アワビ等の地先種については、栽培漁業の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項の「放流効果実証事業」の実施によって、放流効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担を検討する。また、必要に応じ、同条第2項第4号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。</p>

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>(4) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組</p> <p>都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、放流を実施する場合には、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」(広域プラン)に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、<u>広域プランにおいて資源評価結果をふまえた放流数量等の種苗放流に関する目標を設定し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組むとともに、近年の海洋環境の変化にともなう各魚種の分布・回遊域の変化をふまえて、広域プランがより効果的な取組となるよう、特に適種、適地、敵期、適サイズの放流の観点から検討を行うとともに、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の実現に向けた検討を行う。</u></p>	<p>(5) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の推進</p> <p>都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」(広域プラン)に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の実現に向けた検討を行う。</p>
<p>(5) 共同種苗生産体制の構築</p> <p>近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、<u>資源回復や施設維持、受益者負担等に関し、将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については整備を推進する。単一の都道府県による種苗生産施設の運営が困難な場合、複数の都道府県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。共同化した施設については、複数の地方公共団体による運営方式を検討する。他都道府県等の種苗生産施設における種苗生産コストも勘案し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。</u></p> <p>なお、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。</p>	<p>(6) 共同種苗生産体制の構築</p> <p>近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な補修及び更新に努めるとともに、<u>放流に必要な種苗の数量を適切に確保するため、関係都道府県の種苗生産施設間での連携、分業等を推進し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。</u></p> <p>なお、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。</p>
<p>(6) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮</p> <p>地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果把握するとともに、DNA情報等を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与する効果を検証し、放流計画に反映させる。また、栽培漁業の実施に当たっては、<u>天然の海域に大量の人工種苗を放流することによる遺伝的な攪乱のリスクを低減するため、国及び機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。</u></p>	<p>(7) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮</p> <p>地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面における放流の効果把握するとともに、<u>遺伝子情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流が再生産に寄与しているか資源造成面における効果を検証し、放流計画に反映させる。漁業生産面における放流の効果の評価する際には、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果を考慮するよう努める。また、栽培漁業の実施に当たっては、国及び機構が作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める。</u></p>

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>(7) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及</p> <p>種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等の種苗放流に対する理解の醸成に取り組む。さらに、水産資源の動態の解明における栽培漁業の学術的な貢献についてわかりやすく示すことや、初等中等教育の現場との連携を通じて、水産資源の持続可能な利用やそれを取り巻く水域環境の保全の重要性に対する理解の増進等にも取り組む。</p>	<p>(8) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及</p> <p>栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による国民の健康の増進、自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、国民への普及及び啓発に取り組む。特に、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等の種苗放流に対する理解の醸成に取り組む。</p>
<p>(8) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進</p> <p>放流効果を高めるためにも、引き続き、放流された種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。</p>	<p>(9) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進</p> <p>放流された種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。</p>
<p>(9) 東日本大震災からの復興</p> <p>東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、復旧した種苗生産施設を活用し、震災後の沿岸生態系や水産資源の状況に合わせた効果的な種苗放流の実施に取り組む。また、被災地における漁獲物の安定的な生産・供給に資するよう、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。</p>	<p>(10) 東日本大震災からの復興</p> <p>東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、栽培漁業の対象種を漁獲する沿岸漁業が震災前と同様に行われるようになることを目指して、被災地の種苗生産施設の復旧を進めるとともに、復旧までの間、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。また、県域を越えた海域単位での連携や役割分担により効率的な栽培漁業を推進する体制を構築する。</p> <p>福島県における放流用種苗生産については、平成32年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。</p>
<p>(10) 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し</p> <p>本基本方針に基づく取組の推進による、令和8年度における各栽培漁業対象種の漁獲量の見通しについては、各種・系群の資源評価結果に基づくものとする。</p>	<p>(11) 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し</p> <p>本基本方針に基づく取組の推進による、平成33年度における主要な栽培漁業の対象種の漁獲量動向の見通しを付表のとおりとする。</p>
<p>第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p>	

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>(1)栽培漁業の推進のための技術開発の推進</p> <p>放流種苗の生残率の向上のために、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、さらには、未成魚の混獲防止等の一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い新たな栽培漁業対象種の技術開発に取り組む。</p> <p>種苗生産等における疾病等の発生及びまん延を防止するための技術の開発に取り組む。種苗の生産及び中間育成の現場においては、疾病等の発生及びまん延を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。</p> <p>放流尾数や放流サイズ等の放流実態や漁獲物への放流種苗由来の個体の混獲状況の把握に努め、放流効果を定量的に評価するとともに、効果的な放流のあり方の検討に資するような評価となるよう調査の拡充や手法の高度化に努める。</p>	<p>(1)資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進</p> <p>資源造成型栽培漁業の効率的かつ効果的な推進に資するため、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り組むとともに、種苗の生産から、放流、さらには、未成魚の混獲防止等海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発を一体的に行うよう努める。</p>
	<p>(2)種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進</p> <p>種苗生産の低コスト化に資するため、遺伝的多様性を備えた自然環境に対する適応能力の高い種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発に取り組む。</p> <p>また、種苗生産等における疾病等の発生及びまん延を防止するための技術の開発に取り組む。なお、種苗の生産及び中間育成の現場においては、疾病等の発生及びまん延を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。</p>
<p>(2)環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進</p> <p>地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、対象種の転換や放流手法の見直し等必要な技術の開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発においては、対象種について、稚仔等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を図る。</p>	<p>(3)環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進</p> <p>地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、対象種の変更や放流手法の見直し等必要な技術の開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発においては、対象種について、稚仔魚等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を図る。</p>

第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>(3)技術の維持と継承</p> <p>栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況を踏まえ、関係都道府県間で連携し、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。このため、既往技術の体系的なマニュアル化や普及・啓発の機会を設ける等の取組を進める。</p>	<p>(4)技術劣化の防止</p> <p>栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況を踏まえ、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。</p>
<p>(4)栽培漁業技術の展開</p> <p>これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産及び疾病防除技術等については養殖業に、標識技術や標識放流を活用した生息域の把握、生残率の推定等の技術については漁獲管理等に、それぞれ応用されるよう、その改良や普及を図るとともに、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術の開発に努める。</p>	<p>(5)栽培漁業技術の展開</p> <p>これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産及び疾病防除技術等については養殖業に、標識技術や標識放流を活用した生息域の把握、生残率の推定等の技術については資源管理等に、それぞれ応用されるよう、その改良や普及を図るとともに、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術の開発に努める。</p>
<p>(5)遺伝子組換え生物等の取扱い</p> <p>外来遺伝子の導入による品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づいて適正に実施する。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物は、生態系および遺伝的多様性に及ぼす影響が明確でないことから、種苗放流は行わない。</p> <p>胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、公的な試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き、行わない。</p>	<p>(6)遺伝子組換え生物等の取扱い</p> <p>遺伝子を直接操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づいて適正に実施する。また、胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、公的な試験研究機関が水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き、行わない。</p>
<p>(6)外来生物の導入</p> <p>栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。</p>	<p>(7)外来生物の導入</p> <p>栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。</p>
<p>(7)機構の役割</p> <p>機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。</p>	<p>(8)機構の役割</p> <p>機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して技術的な指導及び助言を行う。</p>
<p>第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項</p>	



第8次基本方針(案)	第7次基本方針
<p>(1)関係機関の連携</p> <p>栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発、主な栽培対象種の資源評価並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付けと進行管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。</p>	<p>(1)関係機関の連携</p> <p>栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術の開発並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付けと進行管理を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成等を行い、栽培漁業を実施する。</p>
<p>(2)都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化</p> <p>栽培漁業を効率的に推進するため、都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、各海域ごとに設置された海域協議会の下で連携を強化するとともに、豊かな海づくり協会を事務局とする海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議の下で、栽培漁業の技術及び情報の交換、人材の交流等を推進し、効率的かつ効果的な栽培漁業の推進体制の構築に努める。</p>	<p>(2)都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化</p> <p>栽培漁業を効率的に推進するため、都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業の推進団体は、各海域ごとに設置された海域協議会の下で連携を強化するとともに、豊かな海づくり協会を事務局とする海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議の下で、栽培漁業の技術及び情報の交換、人材の交流等を推進し、効率的かつ効果的な栽培漁業の推進体制の構築に努める。</p>
<p>(3)基本方針の期間等</p> <p>本基本方針の期間は、令和4年度から令和8年度までとする。</p>	<p>(3)基本方針の期間等</p> <p>本基本方針の期間は、平成27年度から平成33年度までとする。なお、本基本方針の期間中に水産基本計画の変更が行われる時には、本基本方針の内容について必要な見直しを行う。</p>